

京都弁護士会

核兵器禁止条約

歴史的意義

～日本国憲法との関わりにおいて～

原水爆禁止世界大会起草委員長
関西学院大学法学部教授
富田宏治

1

核兵器禁止条約

国連会議でついに採択

「核兵器の全面廃絶につながる、核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議」

- 2017年3月27日～3月31日(第1会期)
 - 2017年6月15日～7月7日(第2会期)
- 7月7日核兵器禁止条約が採択される。
- 賛成122 反対1 棄権1

2

2017年7月7日 核兵器禁止条約ついに採択



- 「核兵器の全面廃絶につながる、核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議」
- 2017年3月27～3月31日(第1会期)
- 2017年6月15日～7月7日(第2会期)
- 7月7日核兵器禁止条約が採択される。
- 賛成122 反対1 棄権1

3

核兵器禁止条約とは...①

- 核兵器の法的禁止＝非合法化を先行させ、完全廃絶に繋げるための条約
- 直ちに核兵器の廃棄をもたらすものではない。
- 核兵器に関わるほとんどすべての活動を第1条で明確に禁止
 - 開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵
 - 移転、受領、使用、威嚇、配備、設置、展開
- 「使用の威嚇」の禁止は「核抑止力」への明確な否定と禁止
 - 当初の草案には入らず
 - 「核の傘」の下にある国への配慮
 - 7月3日の第3次案で復活
 - 会議参加国の真摯な交渉の成果



4

核兵器禁止条約とは...②



- 前文で、核兵器の非人道性を強調
- 「被爆者の受け入れがたい苦痛と被害に留意」(前文)
- 第6条で、被爆者と核実験被害者への支援を義務化、加害国にも支援の責任
- 被爆者の悲願を真正面から受け止めた条約
- OEWG報告書では、禁止の検討項目に入っていた核兵器の「領空飛来」「一時寄港」は、禁止対象に盛り込まれず。
- 禁止されれば、世界は核保有国にとって極めて住みにくい場所に
- 第8条に定められた「締約国会合」や「再検討会議」で禁止項目の追加は可能。今後の運用に期待。

5

核兵器禁止条約とは...③

- 国連加盟国の6割を超える122カ国の賛成で核兵器の違法性が宣告された世界は、これまでとは違った世界に。
- 核兵器には「悪の烙印」が押された
- それでもなお、違法な兵器を持ち続ける国家こそ、真の「ならず者国家」に。
- 核保有国にも門戸は開かれている。
- 第4条に定められた手続きにより、核保有国もこの条約に参加し、核兵器の廃棄を厳格な国際的管理の下で行うことができるようになっていく。
- 国際的な世論と運動、とりわけ核保有国の世論と運動の力で、核保有国に対して、核兵器禁止条約への参加を迫っていくことが求められている。



6

核兵器禁止条約とは...④



- 2017年9月20日から、NY国連本部において、署名のために開放
- 署名国のうち50か国の批准によって発効
- 核保有国が一か国も署名・批准しなくとも、条約は発効し、法的な効力が発生する。
- 122か国の賛成⇒発効は時間の問題
- 核兵器禁止条約と核兵器の違法化をテコに、核保有国に核兵器の廃棄を迫り、核兵器の完全廃絶を実現する新たな歴史的过程が始まる。
- 唯一の被爆国・日本政府による署名と批准がもつ重要な意義
- 交渉会議を退席し、採択の日の議場外で記者会見し、「署名しない」と宣言した安倍政権。
- 日本政府の態度を改めさせることは日本国民の国際的責務

7

核兵器の禁止に関する条約①

この条約の締約国は、国際連合憲章の目的と原則の実現に寄与することを決意し、

いかなる核兵器の使用からも帰結するであろう破滅的な人道的結末を深く懸念し、いかなる状況下においても核兵器が決して二度と使用されないことを保証するために残された唯一の方法として、こうした兵器の完全廃絶が必要であるとの結論を認識し、

偶発的なものであれ、誤算によるものであれ、もしくは故意によるものであれ、いかなる核兵器の爆発によるものも含め、核兵器の存在し続けることによって引き起こされる危険に留意し、これらの危険が全人類の安全保障に関わり、すべての国がいかなる核兵器使用をも防止する責任を共有することを強調し、

8

核兵器の禁止に関する条約②

核兵器の破滅的帰結は、適切に対処し得ないものであり、国境を越えること、人類の生存、環境、社会経済的発展、世界経済、食糧安全保障、現在及び将来の世代の健康に深刻な影響を引き起こし、電離放射線の帰結も含め、妊婦の健康と女子に対する過剰な影響をもたらすことを認識し、

核軍縮・廃絶への倫理的命題と、国家安全保障と集団的安全保障の双方の利益に資する最上位の全地球的な公共善である核兵器のない世界の達成及び維持の緊急性を認識し、

核兵器使用の被害者（ヒバクシャ）と核実験の影響を被った被災者の受け入れがたい苦難と被害に留意し、

核兵器活動の先住民に対する過剰な影響に留意し、

9

核兵器の禁止に関する条約③

すべての国がいかなる時においても、国際人道法及び国際人権法を含む適用可能な国際法を遵守する必要があることを再確認し、

国際人道法の原則と規則、とりわけ、武力紛争の紛争当事者が戦闘の方法又は手段を選ぶ権利は無制限ではないという原則、区別と無差別攻撃の禁止についての規則、攻撃の均衡性と急迫性についての規則、過度な傷害又は無用の苦痛を引き起こす性質を持つ兵器の使用を禁止する規則及び自然環境保護のための規則に立脚し、

核兵器のいかなる使用も、武力紛争に適用される国際法の規則、とりわけ人道法の原則と規則に反するであろうことを考慮し、

核兵器のいかなる使用も人道の原則及び公的良心の命ずるところに相反するであろうことをも再確認し、

10

核兵器の禁止に関する条約④

国際連合憲章に従って、いかなる国の領土保全又は政治的独立に反するものであれ、もしくは国際連合の目的と一致しない他のいかなる方法によるものであれ、国はその国際関係において武力による威嚇又は武力の行使を控えなければならないこと、国際的平和及び安全の確立及び維持は世界的・人的及び経済的資源の軍備への転用を最小限にすることで促進されるべきであることを想起し、

1946年1月24日に採択された国際連合総会第1号決議と核兵器廃絶を求めるその後の決議をも想起し、

核軍縮・廃絶の進展の緩慢さ、軍事上及び安全保障上の概念、教義及び政策における核兵器への継続的な依存、核兵器の生産、維持及び近代化のための計画への経済的及び人的資源の浪費を憂慮し、

11

核兵器の禁止に関する条約⑤

核兵器の法的拘束力のある禁止は、核兵器の不可逆的で、検証可能で、かつ透明性のある廃絶を含む、核兵器のない世界の達成及び維持に向けた重要な貢献となることを認識し、この目的に向けて行動することを決意し、

厳格かつ効果的な国際管理の下での全般的かつ完全な軍縮への効果的な前進の達成をめざして行動することを決意し、

厳格かつ効果的な国際管理の下での全面的な核軍縮・廃絶へとつながる交渉を誠実に実行し、かつ完結させる義務が存在することを再確認し、

核軍縮・廃絶及び核不拡散体制の礎石として機能している核不拡散条約の十分かつ効果的な実施は、国際的平和及び安全の促進においてきわめて重要な役割を有していることを再確認し、

12

核兵器の禁止に関する条約⑥

包括的核実験禁止条約とその検証体制の、核軍縮・廃絶及び核不拡散体制の中核的要素としての、決定的重要性を認識し、

当該地域の諸国間で自由に締結された取極を基礎として、国際的に承認された非核兵器地帯を確立することは、全世界と地域の平和及び安全を強化し、核不拡散体制を強めて、核軍縮・廃絶という目標の達成に寄与するという確信を再確認し、

この条約のいかなる規定も、平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を差別なく発展させる締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼさないと解されるべきであることを強調し、

13

核兵器の禁止に関する条約⑦

女性及び男性の双方による平等で十分かつ効果的な参加が、持続可能な平和及び安全の促進及び達成にとって不可欠な要素であることを認識し、核軍縮・廃絶への女性の効果的参加を支援しかつ強化することを約束し、

あらゆる面における平和軍縮教育、及び核兵器が現在及び将来の世代にもたらす危険及び帰結についての意識の高揚の重要性をも認識し、この条約の原則及び規範の普及を約束し、

核兵器の完全廃絶の要求によって証明された人道性の原則を促進することにおける公的良心の役割を強調し、国際連合、国際赤十字及び赤新月運動、その他の国際及び地域組織、非政府組織、宗教指導者、議員、学術研究者及びヒバクシャがこの目的のために果たしている努力を認め、

以下のように合意した：

14

核兵器の禁止に関する条約⑧

第1条 禁止

締約国は、いかなる状況の下においても、次のことを行わないと約束する。

- (a) 核兵器又はその他の核爆発装置を開発し、実験し、生産し、製造し、その他の方法で取得し、保有し又は貯蔵すること。
- (b) 核兵器又はその他の核爆発装置、もしくは核兵器又はその他の核爆発装置の直接的又は間接的な管理を、いかなる受領者に対してであろうと、これを移転すること。
- (c) 核兵器又はその他の核爆発装置の移転、もしくはこれへの直接的又は間接的な管理を受領すること。
- (d) 核兵器又はその他の核爆発装置を使用し、又は使用の威嚇を行うこと。

15

核兵器の禁止に関する条約⑨

(e) この条約で締約国に対して禁止されている活動に従事するいかなる者に対しても、いかなる方法によるものであれ、これを支援し、奨励し、勧誘すること。

(f) この条約で締約国に対して禁止されている活動に従事するいかなる者からであっても、いかなる方法によるものであれ、支援を求め又は受領すること。

(g) 自国の領域もしくはその管轄下又は管理下にあるいかなる場所においてであれ、核兵器又はその他の核爆発装置の配備、設置又は展開を許可すること。

16

核兵器の禁止に関する条約⑩

第4条 核兵器の全面廃絶に向けて

1 2017年7月7日以降に核兵器またはその他の核爆発装置を所有、保有又は管理し、かつこの条約が自国に対して効力を生じる以前に、すべての核兵器関連施設の廃棄又は不可逆的な転換を含め、自国の核兵器計画を廃棄した締約国は、不可逆的な核兵器計画の廃棄の検証のため、本条6項に従って指名された権限のある国際機関と協力する。権限のある国際機関は締約国に報告する。当該締約国は、国際原子力機関との間に、申告された核物質が平和的核活動から転用されないこと、及び当該締約国に全体として申告されていない核物質又は核活動が存在しないことへの信頼可能な保証を提供するに足る保障措置協定を締結する。当該協定の交渉は、この条約が当該締約国に対して効力を生じてから180日以内に開始される。当該協定は、この条約が当該締約国に対して効力を生じてから遅くとも18か月以内に効力を生じる。当該締約国は、以後、将来において自国が採用しよういかなる追加的関連文書をも毀損することなく、この義務を維持する。

17

核兵器の禁止に関する条約⑪

第4条 核兵器の全面廃絶に向けて

第1条(a)にもかかわらず、核兵器又は他の核爆発装置を所有、保有又は管理するいかなる締約国も、自国の核兵器体系を直ちに運用ステータスから除去し、すべての核兵器関連施設の廃棄又は不可逆的な転換を含む、当該締約国の核兵器計画の検証された不可逆的な廃棄のための法的に拘束され、期限を切った計画に従って、第1回締約国会合によって決定される期限を超えることなく、可及的速やかにそれらを破棄する。当該締約国は、この条約が自国に対して効力を生じてから60日以内に、締約国又は締約国によって指名された権限のある国際機関に対して当該計画を提案する。当該計画は、権限のある国際機関との間で交渉に付され、当該国際機関は、次に開催される締約国会合又は再検討会議のうち先に開催されるものに当該計画を提案し、手続規則に従って承認を得る。

(以下略)

19

核兵器の禁止に関する条約⑫

第6条 被害者に対する支援及び環境の修復

1 締約国は、自国の管轄下において核兵器の使用又は実験によって影響を受けた個人に関して、適用可能な国際人道法及び国際人権法に従って、差別することなく、医療、機能回復訓練及び心理的支援を含む年齢及び性別に配慮した支援を十分に提供し、その社会的かつ経済的な包摂を提供する。

第7条 国際的な協力と支援

6 国際法に基づいて有することのできる他のいかなる義務をも毀損することなく、核兵器又はその他のいかなる核爆発装置であれ、これを使用し、もしくは実験を行なった締約国は、犠牲者の支援と環境の修復のため、被害を受けた締約国に対して適切な支援を提供する責任を有する。

19

核兵器の禁止に関する条約⑭

第8条 締約国会合

1 締約国は、その関連条項に従って、この条約の適用又は履行に関するいかなる事項についても、及び核軍縮・廃絶のためのさらなる措置についても、これを検討し、必要な場合には決定するための会合を定期的に関催する。これには以下のものが含まれる。

(a)この条約の履行と現状

(b)この条約の追加議定書を含む、核兵器の検証され、期限を切りかつ不可逆的な廃棄計画のための措置

(c)いかなるものであれ、この条約の条項に従い、合致するその他の事項

2 第1回の締約国会合は、この条約の効力が生じてから1年以内に、国際連合事務総長が召集する。それ以降の締約国会合は、締約国により別段の合意がなされない限り、国際連合事務総長によって隔年毎に召集される...(以下略)

20

核兵器の禁止に関する条約⑮

第13条 署名

この条約は署名のため、2017年9月20日より、ニューヨークの国連本部において、すべての国に対して開放される。

第15条 発効

1 この条約は、50か国による批准、受諾、承認又は加入の文書が寄託されてから90日後に効力を生じる。

2 50か国による批准、受諾、承認又は加入の文書が寄託された日以後に、条約を批准、受諾、承認又は加入したいかなる国に対しても、この条約は当該国が批准、受諾、承認又は加入した日から90日で効力を生じる。

21

核兵器禁止条約交渉のための 国連会議、いよいよ始まる!!

2017年3月27日～3月31日

2017年6月15日～7月7日

22

核兵器を法的に禁止する条約の制定 に向けた準備会合(2017.2.16)



□ 議長提案

- 交渉過程を原則として公開、市民社会＝NGOの参加
- 全会一致を目指しつつ、2/3の多数決による決定も視野に
- 3月27日～条約前文、29日～禁止対象についての具体的論議

□ 3月の会議で骨格かため、5月に条約案文提案、7月にさらに議論。年内制定の可能性も

- 中・印が出席、米・英・仏・露、日本・NATO諸国は欠席
- 核兵器を法的に禁止する条約の制定に向けた準備会合開催
- コスタリカのホワイト軍縮大使を国際会議の議長に選出

23

議長国はコスタリカ



□ コスタリカのホワイト軍縮大使が議長に就任。

□ コスタリカといえば
□ 1949年に常備軍の廃止を規定する憲法を制定。

□ 名実ともに常備軍を持たない国。

24

核兵器禁止条約交渉のための 国連会議が開幕①



- 日本被団協・藤森俊希事務局長が開会総会で演説。
- 日本原水協の土田弥生氏、日本共産党の志位和夫氏もスピーチ。
- 採択後、最後のスピーチは、カナダ在住の被爆者である節子サーローさん。

25

核兵器禁止条約交渉のための 国連会議が開幕②



- 日本政府は会議冒頭の各国政府演説で、核兵器禁止条約への反対と交渉への不参加を表明。
- 国際社会の失望招く。
- 「核保有国が参加しないもて核兵器禁止条約をつくることは、核保有国と非核保有国の間の溝を広げ、分断を広げる」
- 空席となった日本政府席には、#wish you were here と書かれた折り鶴が...

26

中満泉氏が新しい 国連軍縮担当上級代表に指名される



- グテーレス国連事務総長は、セルジオ・ドゥアルテ、アンゲラ・ケイン、キム・ウォンスと続き、NPT再検討会議、国連作業部会(OEWG)、今回の国連会議で重要な役割を果たしてきた国連軍縮担当上級代表(事務次長)に中満泉氏を指名。
- 「小学生のときに広島と長崎を訪問した日本人の私は、ほかの国連職員よりもさらに大きなモチベーションを持って軍縮に取り組めようと思う」(2017年5月NHKインタビュー)

27

NPT再検討プロセスから見た 世界政治の4つの不可逆の流れ

- ① 民主主義—市民社会の関与
- ② 「法の支配」—法的拘束力のある措置
- ③ 抑止力批判—テロと拡散、非人道性
- ④ 国際紛争の平和的解決

28

NPT(核不拡散条約)とは？

- 1968年調印、1970年発効、2008年現在の締結国190か国
- 未加盟国—インド、パキスタン、イスラエル
- 「核兵器国」(アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国)の核保有を認めるとともに、非核兵器国の核保有を禁止
- 本質的には、「核兵器国」の特権を認める不平等条約。
- ただし、「核兵器国」にも「誠実に軍縮交渉を行なう義務」
- 1995年に無期限延長
- 5年に一度の「再検討会議」で、運営状況を検討
- 2000年以来、「再検討会議」が核兵器廃絶への重要な政治舞台に

29

2000年NPT再検討会議の 「明確な約束」①

- 1995年のNPT無期限延長後、最初の「再検討会議」での波乱。
- 新アジェンダ連合諸国、非同盟諸国の奮闘。
- NPTの不平等性への批判が原動力。
- 非核兵器国政府と世界諸国民の連帯の成果。
- NPT再検討会議は核兵器廃絶への重要な政治舞台へ。

30

2000年NPT再検討会議の「明確な約束」②

□ 15. 本会議は、核兵器不拡散条約第6条および「核不拡散および軍縮のための原則と目標」にかんする1995年決定の第3段落および第4段落b項を実行するための、体系的かつ漸進的努力のための以下の実際的措置に合意する。

6) 第6条のもとですべての締約国が責任を負う核軍縮(nuclear disarmament)につながる、自国核兵器の完全廃絶を達成するという全核保有国の明確な約束。

31

新アジェンダ連合諸国、非同盟諸国の政府とともに

□ 新アジェンダ連合(New Agenda Coalition)

核兵器廃絶の実現をめざして共同行動をとるスウェーデン、アイルランド、ブラジル、メキシコ、ニュージーランド、エジプト、南アフリカの非核保有国7カ国。

1998年6月、ストックホルムで、「核兵器のない世界へ新たな課題(新アジェンダ)の必要性」という共同宣言を発表、核兵器廃絶にむけて新たな行動を開始。

近年、原水爆禁止世界大会にも多くの政府代表が参加。

□ 非同盟諸国

1961年ベオグラードで25カ国の参加で第1回首脳会議を開催。

118カ国(2007年現在)に拡大。平和、開発、貧困などの課題で、国際政治において重要な役割を果たす。

原水爆禁止世界大会には歴代議長国の政府代表が参加。

政府(GO)と非政府組織(NGO)との共同を積極的に追及。NPT再検討会議における「明確な約束」の実現に大きな役割を果たす。

32

第66回国連総会第一委員会 ドゥアルテ上級代表の演説(2011.10)



□ 私は、対になった核兵器(禁止)条約を求める署名の山を陳列した「国連軍縮展」の新たな展示のオープニングに出席しました。そこには「平和市長会議」が集めた100万を超える署名が含まれています。もう一つの国際署名もまたそうした条約を支持するもので、日本の団体である原水協がNPT再検討会議に提出したものです。それは700万筆にのぼるものでした。

□ いまや中東だけでなく世界を席卷する民主主義革命に関わる流れです。軍縮にも民主主義が訪れていることの証拠は、私が例に挙げた世界中の市長や議員や市民社会のグループの行動をみれば議論の余地がありません。

33

国連本部に常設されている署名のツインタワー

□ ドゥアルテ元軍縮担当上級代表の約束どおり、国連本部のロビーには、私たちが提出した署名を積み上げ、展示する署名のツインタワーが設置され、核軍縮における民主主義のシンボルに。



34

2010年NPT再検討会議「最終文書」①

□ 再検討会議は、NPTの目的に従い、すべての人々にとってより安全な世界を追求し、核兵器のない世界の平和と安全保障を実現することを決定する。

□ 会議は、すべての締約国が第6条に基づいて誓約している、核軍縮・廃絶につながる、自国の核兵器の完全廃絶を実現するという核兵器国の**明確な約束を再確認**する。

□ 会議は、すべての核兵器国に具体的な軍縮・廃絶努力に着手するよう呼びかけ、すべての国が核兵器のない世界の実現と維持のために**必要な枠組みを創設する特別な努力**を行うことが必要であることを確認する。



35

2010年NPT再検討会議「最終文書」②



□ 会議は、国連事務総長の核軍縮・廃絶のための5項目提案に留意する。これはとりわけ、核兵器条約の交渉あるいは、強固な検証システムに支えられた相互に強化しあう個別の枠組についての合意を検討するよう提言したものである。

□ 会議は、核軍縮・廃絶過程とその他関連する措置の最終段階は、合意された**法的枠組のなかで追求されるべきことを確認**する。これについて、締約国の大半が**明確な期限を設けるべきだと考えている**。

36

オバマ大統領プラハでの演説(2009.4) 「核兵器のない世界」への構想

- 米国は、核兵器国として、そして核兵器を使ったことがある唯一の核兵器国として、行動する道義的責任がある。米国だけではうまくいかないが、米国は指導的役割を果たすことができる。
- **今日、私は核兵器のない世界の平和と安全保障を追求するという米国の約束を、明確に、かつ確信をもって表明する。**



37

キッシンジャーら 4氏のよびかけ①



- 2007年1月、2008年1月の2度にわたり、ウォール・ストリート・ジャーナル誌に掲載
- 「核兵器のない世界へ」と呼びかけ
- ヘンリー・キッシンジャー(ニクソン、フォード政権時の国務長官)
- ジョージ・シュultz(レーガン政権時の国務長官)
- ウィリアム・ペリー(クリントン政権時国防長官)
- サム・ナン(元上院軍事委員会委員長)
- ゴルバチョフ元ソ連大統領、ベケット元英国外相ら、数多くの政治家たちによる共同
- 存命中の米国務長官・国防長官経験者の9割が賛同

38

キッシンジャーら 4氏のよびかけ②

- 核兵器と核のノウハウ、核物質は加速度的に拡散し、引き返すことが不可能なところまで来ている。**われわれは、これまで発明された最も破壊的な兵器が危険な者たちの手に落ちるといふ現実の可能性に直面している。**
- これらの脅威に対処するために、現在われわれがとっている措置は、その危険に見合ったものになっていない。
- 核兵器がますます広範囲に入手可能となるなかで、**抑止力の有効性はますます低下する一方で危険性は増大している。**

39

キッシンジャーら 4氏のよびかけ③



The Four Statesman:
Henry Kissinger, George Schultz,
William Perry and Sam Nunn
[Source: http://
www.2025vision.org/pages/386]

- われわれは核兵器への依存を低減し、**核兵器が拡散して危険な者たちの手に落ちることを防ぎ、世界の脅威である核兵器を最終的になくすための全地球的な努力をおこなうよう**呼びかけた。
- この1年間に、これら問題に対処するために示された関心と勢い、そして政治的空間の広がりは並々ならぬものであり、世界中の人々から力強く積極的な反応が寄せられた。

40

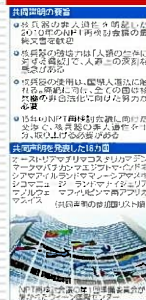
「核兵器のない世界の平和と安全保障」 から「核兵器使用の非人道性」へ



- NPT再検討プロセスを通じて、「核兵器のない世界」への合意が広がってきた理由は、必ずしも「**核兵器使用の非人道性**」に基づくものではない。
- 5つの核兵器国にのみ核兵器の保有を認める「**NPTの不平等性**」への怒りこそが、非核兵器国を突き動かしてきた。
- 「**核兵器のない世界の平和と安全保障**」という議論の枠組み。

41

16カ国声明(2012.5)と「核軍縮の人道的側面」への再注目



- 2015年NPT再検討会議準備委員会で、ノルウェー、スイスなどの呼びかけで、16カ国政府が共同声明を発表。
- 日本政府は相談さえ受けず。
- 「核兵器使用の非人道性」を前面に打ち出し、その非合法化を訴える。
- NPT再検討プロセスにおいて、**事態を前に動かそうという強い決意の表れ。**
- 被爆者と原水爆禁止運動の声に対する諸国政府の応答。
- 「核抑止」論を打ち破り、「核兵器のない世界」を実現するための新たな努力。

42

「核兵器の人道上の結果に関する共同声明」に155ヶ国が参加

- 第69回国連総会第一委員会で「核兵器の人道上の結果に関する共同声明」発表(2014.10.20)
 - 核兵器のもたらす壊滅的な人道上の結末を懸念
 - 「いかなる状況下でも核兵器が二度と使用されないことが人類生存の利益」
 - 「核兵器が再び使用されないことを保証する唯一の方法は核兵器の全面廃絶しかありえない」
 - 全ての国に核軍縮を達成する共通の責任がある
- 参加国は155か国に拡大
- 日本政府も参加

43

第3回核兵器の人道的影響に関する国際会議(2014年12月)



- 「第3回核兵器の人道的影響に関する国際会議」は、2014年12月8-9日にオーストリアのウィーンで開催
 - 米・英含め160か国・機関が参加。
- 「核兵器のない世界の達成と維持に向けた次の段階」への移行を呼びかけ。
- 「政府代表の多数派が、核兵器禁止条約を含む法的枠組みの合意を通じて追究すべきだと強調した」との議長総括。

44

「核兵器の人道上の影響に関する共同声明」のいっそうの拡大

- 4月28日オーストリア外相がNPT再検討会議で発表
- 日本含め過去最多の159カ国(NPT加盟国の8割)が賛同
 - 過去の核兵器使用や実験の経験は、その巨大で制御不可能な破壊力や無差別性をもたらす受け入れられない人道の結果を示している
 - いかなる状況下でも核兵器が決して二度と使われないようにすることが人類の生存のために「核兵器使用による壊滅的な結果への認識が、再検討会議での作業も含めて、核廃絶へのあらゆる接近と努力の土台にならなければならない」
 - 核兵器が二度と使われないことを保障する唯一の道はその全面廃絶だ
 - NPTの目的達成を含めて、核兵器使用の阻止、拡散防止、廃絶の達成へすべての国が責任を共有している
 - この責任を達成する上で市民社会が政府とともに重要な役割を担っている

45

核兵器の「非人道性」と核兵器禁止条約をつなぐ「人道の誓約」

- オーストリア政府が主導して広げる
- 核兵器の「非人道性」の立場から、核兵器を禁止する「法的規制」の実現をめざす「人道の誓約」
- NPT再検討会議の会期中に107カ国が誓約。その後113カ国に



46

「抑止力」とは何か？①

- 「もし攻撃を仕掛けてきたら、圧倒的な軍力で報復して、徹底的なダメージを与えるぞ！」と脅迫し、敵の攻撃を「抑止」しようとする
- 「報復」「脅迫」「恐怖」で相手を支配しようとする考え方を「抑止力」論という
- そのための圧倒的な軍力こそが「抑止力」



47

「抑止力」とは何か？②



- 「やれるもんならやってみい！ただじゃすまへんで！」と凄むヤクザの論理
- これこそが「抑止力」論

48

「抑止力」とは何か？③

- 「抑止力」は、相手の本拠地に壊滅的な打撃を与えられるような「攻撃力」
- 何よりも、核兵器こそが「抑止力」の名に相応しい
- 「抑止力」は、何よりもまず「核抑止力」のこと



49

「抑止力」は軍拡競争を激化させる



- 「抑止力」には、「抑止力」を
- たとえば、北朝鮮の「核」は、アメリカの「抑止力」に対する「抑止力」
- 「10のX倍」の論理
- 圧倒的な軍事的優位こそが「抑止」を保証するという幻想
- 際限のない軍拡競争へ
- 米ソ冷戦の帰結は...
- 「相互確証破壊」(MAD)

50



51

「抑止力」は一触即発の緊張をもたらす

- 「抑止力」対「抑止力」の睨み合い
- 「恐怖の均衡」の出現
- 「木の葉一枚」の動きで、崩れかねない一触即発の緊張関係へ
- 「恐怖の均衡」による「平和」は、平和の名に価するのかわ？



52

「抑止力」には先制攻撃への誘惑がつきまとう



- 「抑止力」論は、あくまで「報復力」一先制攻撃のための武力ではない？
- しかし、「抑止力」という圧倒的な「攻撃力」を先制攻撃に使おうとする誘惑は常に存在
- 「やられる前にやってやる！」
- ブッシュ・ドクトリンの「テロと拡散」に対する「予防的」先制攻撃政策は、「抑止力」論からの逸脱であると同時に、その「当然の帰結」でもある

53

潘(パン)国連事務総長「核抑止力」論は幻想と明言



- 核軍縮・廃絶は夢だと片付けられることが多いが、核兵器が安全を保障するとか、一国の地位や威信を高めるとかいった主張こそが幻想だ。...明確にしよう、安全を保障し、核兵器の使用から逃れる唯一の方法は、それを廃絶することだ。(2010.7「平和市長会議」へのメッセージ)

54

日本国憲法にようやく追いついてきた世界①

□ 日本国憲法前文

- われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。
- われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する



55

日本国憲法にようやく追いついてきた世界②

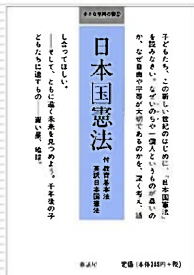


- 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

56

日本国憲法にようやく追いついてきた世界③

- 第十三条すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。



57

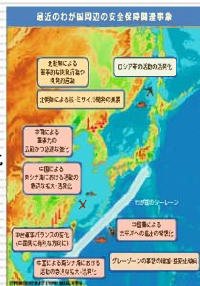
世界の不可逆的な四つの流れにことごとく逆行する安倍政権

- ① 民主主義の破壊—暴力的強行採決
- ② 「法の支配」=立憲主義の否定—解釈改憲
- ③ 抑止力強化のための安保法制=「戦争法」
- ④ 平和的解決に反する「集団的自衛権」行使

58

「抑止力」強化のための「戦争法」

- 問1:なぜ、今、平和安全法制の整備が必要なのですか
- 答1:国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務です。我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しています。我が国の安全を確保していくには、日米間の安全保障・防衛協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深め、その上で、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を行う必要があります。これにより、争いを未然に防ぐ力、つまり抑止力を高めることが必要だからです。



59

米国の「核兵器先制不使用宣言」検討に異を唱える被爆国政府



- 広島訪問したオバマ大統領が、「核兵器先制不使用宣言」を検討
- 日本政府は反対の意を表明し、日米の政府間協議を申し入れ
- 日本政府が反対する理由は、「核抑止力が低下するおそれ」

60

被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名の運動がスタート

- 2016年3月23日、日本被団協により「被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」を発表。



61

核兵器を禁止し、廃絶する条約の締結を求める「ヒバクシャ国際署名」



ヒバクシャ
国際署名
HIBAKUSHA
APPEAL

- 世界数億、日本国民過半数を
- 原水協、原水禁、日本生協連、地婦連、青年団協議会などが広範な署名推進連絡会を結成
- キャンペーンリーダーは元SEALDsの林田君
- 「抑止力」にしがみついた安倍政権への批判を広げる対話の武器に

62